

(仮称) 大阪市こども計画

計画の趣旨・基本的な考え方について

【目次】

(仮称)大阪市子ども計画の背景・趣旨	P2
(仮称)大阪市子ども計画の位置づけ(関連計画)	P3
(仮称)大阪市子ども計画の計画期間・対象	P4
(仮称)大阪市子ども計画 基本的な考え方	P5
(仮称)大阪市子ども計画 基本理念	P6
(仮称)大阪市子ども計画 重視する視点	P7~8
(仮称)大阪市子ども計画 大阪市のまち像	P9~10
(仮称)大阪市子ども計画 基本方向	P11
各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標	P12~15
各基本方向の重点施策	P16

(仮称) 大阪市こども計画策定の背景・趣旨

策定の背景

- ▶ 我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。
- ▶ 平成24年には子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27～31年度、第2期：令和2～6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育てに関する施策を推進してきました。
- ▶ 令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

- ▶ 本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。
- ▶ 本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

(仮称) 大阪市子ども計画の位置づけ (関連計画)

◆本計画の位置づけ(関連計画)

本計画は、子ども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。関連する本市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、子ども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置付けています。

本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。

基本構想

ひとり親家庭等
自立促進計画
【R2～R6】

社会的養育
推進計画
【R2～R11】

大阪市未来都市
創生総合戦略
【R6～R10】

Re-Designおおさか
～大阪市DX戦略～
【R5～R22】

男女共同参画
基本計画
【R3～R7】

区将来ビジョン

その他関連分野の計画
(読書活動、住宅、
公園、緑化、環境、
スポーツなど)

ひとにやさしい
まちづくり
【H5～】

安全なまちづくり
基本計画
【H14～】

健康増進計画
「すこやか大阪21(第3次)」
【R6～R17】
第4次食育推進計画
【R6～R17】

子ども計画

- 子ども・若者や子育て支援に関する施策を中心に、次の計画を一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - ・ 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 関連する他の計画については、整合性を図り、相互に協力・連携

教育振興基本計画
【R4～R7】

生涯学習大阪計画
【R4～R7】

地域福祉基本計画
【R6～R8】

障がい者支援計画
【R6～R11】
第7期障がい福祉計画
【R6～R8】
第3期障がい児福祉計画
【R6～R8】

(仮称) 大阪市こども計画の計画期間・対象

計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

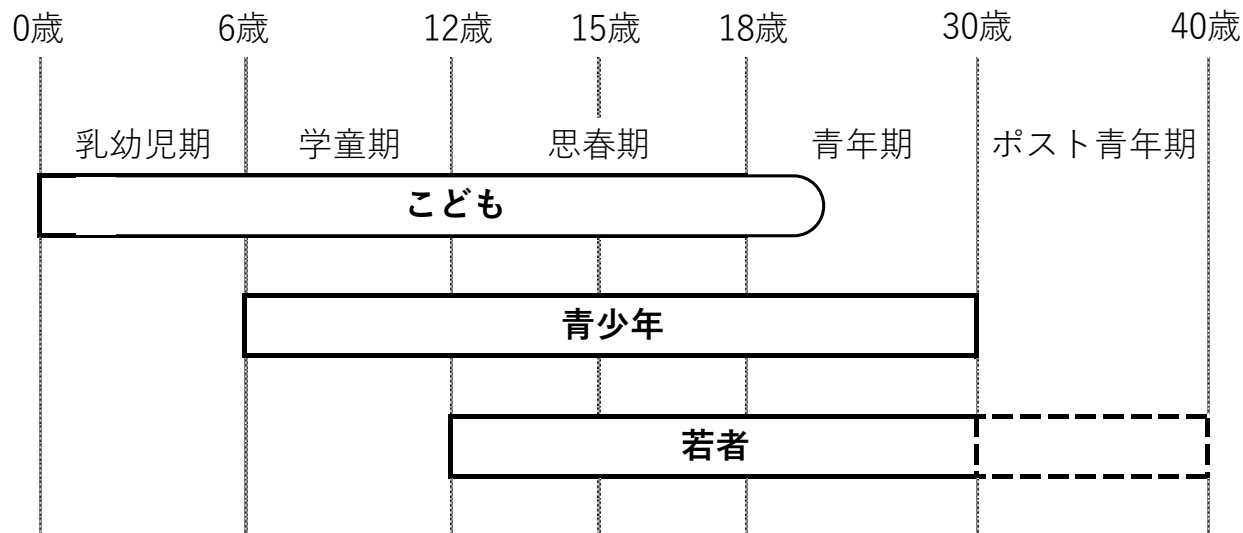
- ▶ こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。
- ▶ こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

《本計画における定義》

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年：学童期から青年期までの者（6歳～おおむね30歳未満）

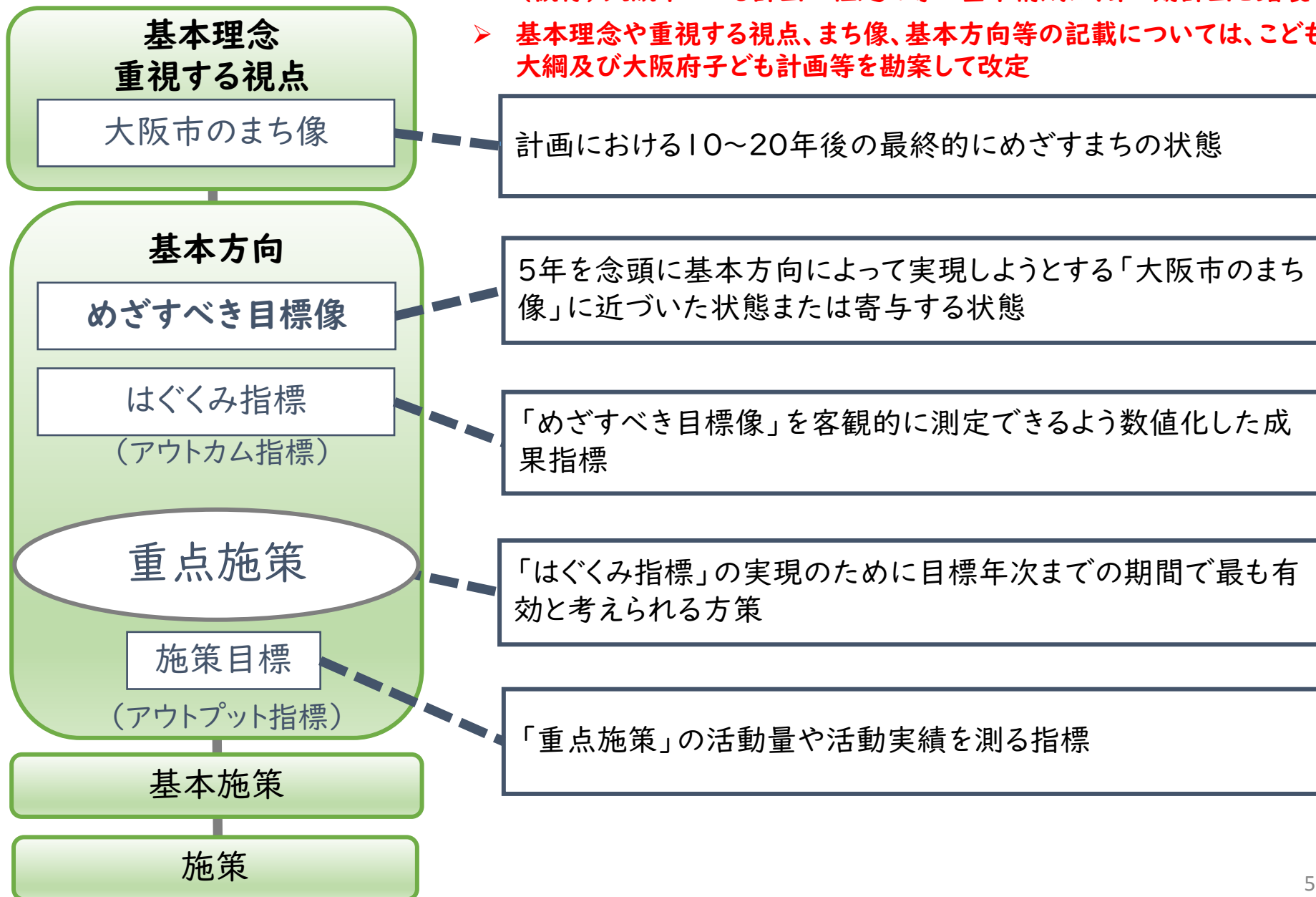
若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）



(仮称) 大阪市こども計画 基本的な考え方

(仮称) 大阪市こども計画の構成

- (仮称) 大阪市こども計画の柱建て等の基本構成は、第2期計画を踏襲
- 基本理念や重視する視点、まち像、基本方向等の記載については、こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案して改定



(仮称) 大阪市こども計画 基本理念

これまでの計画の改正履歴

※下線が前計画からの改正箇所

◆大阪市次世代育成支援行動計画(前期計画)H17~H21

将来の大阪を担う次世代の育成を図るため、すべての子どもが国籍、性別、障害の有無、生まれ、育つ環境に関わらず人権が尊重され、夢や希望をもって個性や可能性を伸ばすことができる環境の形成や、こどもを生み、育てたいと考えている家庭と子育て家庭をさまざまな形で支援することにより、子育てが喜びとして感じられ、安心してこどもを育てることができる環境の整備を、行政はもとより、家庭と地域社会・児童福祉施設・学校園・企業等が力を合わせ社会全体として取り組むべく施策を進めていきます。

◆大阪市次世代育成支援行動計画(後期計画)H22~H26

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画 H27~H31(前計画から変更なし)

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

◆大阪市こども・子育て支援計画(第2期)R2~R6

こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重され、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します。

これまでも国の動向や時勢のトレンドに合わせ表現を変更

こども大綱(こどもまんなか社会)
の理念を勘案して変更

(仮称)大阪市こども計画(改正案)

こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

(参考) 大阪市こども・子育て支援計画 (第2期) ～重視する視点～

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることをふまえたうえで、一人ひとりの個性を大切に、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

2 すべてのこども・青少年と子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

4 長期的な視野に立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

5 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・青少年をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

6 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

7 社会総がかりでこども・青少年をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・青少年は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・青少年を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

(仮称) 大阪市こども計画 重視する視点

➤ 「青少年」を「若者」に置き換えたうえで、こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案して改正

1 こどもの視点を何よりも重視します

※下線は第2期計画からの改正箇所、マーカーは部会意見反映箇所

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

2 すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)**で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

4 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

5 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、**乳幼児期から青年期を通して**、自立した社会人への成長を見据え、**こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します**。また、結婚、妊娠**前から妊娠期**、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、**自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します**。

6 大阪市が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、**従来から「人と人のつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり**、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

7 仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します

企業や関係機関等と連携し、**希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができる社会を実現します**。また、**社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会を実現します**。

8 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。**また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます**。

(参考) 大阪市こども・子育て支援計画 (第2期) ～大阪市のまち像～

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し、
『こども・青少年の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

<p>1. 笑顔がはじけるこども・青少年が、夢をもち、未来を拓くまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな学びや体験がこども・青少年の夢をはぐくむ 大都市・大阪がもつさまざまな文化施設等や多彩な人のつながりなどの貴重な財産を最大限に活用し、豊かな学びや体験を通して、こども・青少年が夢をはぐくむことができる。
<p>2. 子育てに安心と楽しさを感じることができるまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域の中で、子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる 身近な場所で出産や子育てについて必要な情報や子育ての仲間を得られる環境、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる仕組みが整い、出産や子育てに安心を感じることができる。 ●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる 希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、子育てを楽しみ、自らの生活を充実させることができる。
<p>3. こども・青少年や子育て家庭を、みんなで見守り、支え合うまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不安や課題を抱える子育て家庭を社会全体で支え、こども・青少年が健やかに育つことができる 地域や関係機関のつながりによって、児童虐待を予防、早期発見・解決する仕組みや気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・青少年を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、健やかに育つことができる。 ●安全が守られ、安心して、こども・青少年が社会の中で自立できる 健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこども・青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長でき、こども・青少年が困難を乗り越えて、社会の中で自立することができる。

(仮称) 大阪市こども計画 大阪市のまち像

- こども基本法、こども大綱、大阪府子ども計画等を勘案した上で、本市各計画や市政運営の基本方針等における取組や目標から、未来のめざすまち像を考察し記載

※下線は第2期計画からの改正箇所、**マーカー**は部会意見反映箇所

<p>「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、 『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』</p>	
<p>1. <u>笑顔がはじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち</u></p>	<p>●すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら成長できる すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ(ウェルビーイング)を実感することができる。</p>
<p>2. <u>こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち</u></p>	<p>●不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる 地域や学校・関係機関等が、密接にネットワークを形成し協働しながら、<u>貧困、児童虐待、いじめ等を予防し、早期発見・対応する仕組みや、気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、当事者に寄り添ったプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、こども・若者が心身ともに健やかに育つことができる。</u></p> <p>●安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる <u>こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報や犯罪被害、事故などからこども・若者の安全を守る仕組みが整い、すべてのこども・若者が安心して社会の中で生活を送ることができる。</u></p>
<p>3. <u>子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち</u></p>	<p>●身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる 子育て当事者が地域で触れ合える機会をさらに充実させることにより、子育ての仲間が得られ、身近なところで相互に声をかけ合い、つながり、支え合い、出産や子育てに安心を感じることができる。また、デジタル技術の活用により、子育て当事者が、出産や子育て等の必要な情報に素早く簡単にアクセスし、様々な行政手続きをストレスなく行うことができるようになり、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる。</p> <p>●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる <u>経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができる。</u></p>

(仮称) 大阪市こども計画 基本方向

(仮称)大阪市こども計画(改定案)

- こども大綱及び大阪府子ども計画等を勘案し、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、「こどもの誕生前から乳幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」のライフステージ別に設定する。
- こども・若者の権利や命を守る取組、環境整備など、すべてのライフステージに渡る縦断的な重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項については、別途基本方向を設定する。

第2期計画

基本方向1

こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。

基本方向2

安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

基本方向3

こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

(仮称) 大阪市こども計画 改定案

基本方向1 ~こどもの誕生前から乳幼児期まで~

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

基本方向2 ~学童期・思春期~

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

基本方向3 ~青年期~

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本方向4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

基本方向5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標

- 5つの基本方向ごとに「めざすべき目標像」を設定し、その達成状況を測定する成果指標として、それぞれの目標像に合わせて「はぐくみ指標」を設定する。

【参考】大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）のめざすべき目標像とはぐくみ指標

★は現状、目標達成しているもの

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値(R6)	現状値
基本方向1 子ども・青少年の「生きる力」を育成します 次世代の大阪を担う子どもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いききと自立して生きることができ力をはぐくみます			
■ すべての子どもたちが健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。	「自分にはよいところがある」と思う子どもの割合	小学生 80% 中学生 80%	★84.1% ★82.2%
	「将来の夢や目標を持っている」と答える子どもの割合	小学生 85% 中学生 85%	82.2% 63.1%
■ 子どもや青少年が、夢や目標を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していききと自立して生きる。	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する子どもの割合	小学生 74%	★82.3%
		中学生 74%	★83.0%
基本方向2 安心して子どもを産み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します 自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します			
■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている。	子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合	就学前児童 80%	★80.8%
		就学児童 80%	73.4%
■ 各家庭の状況に応じた個別支援の仕組みが整っている。	「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合	就学前児童 94%	84.8%
		就学児童 94%	81.9%
■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを産み、育てることができる。	母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合	46.1%	45.6%
基本方向3 子ども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します すべての子どもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、子どもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します			
■ 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや虐待を受けた子どもとその過程を支える社会的な仕組みが整っている。	「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合	就学前児童 70%	57.8%
		就学児童 70%	61.2%
■ 子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整い、子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける。	「子育てのストレスなどから子どもにきつくあってしまう」と答える保護者の割合	就学前児童 20%	31.0%
		就学児童 20%	26.9%
	社会的な養育を必要とする子どもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親。ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）	83.3%	63.8%

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標

～(仮称)大阪市子ども計画におけるはぐくみ指標の考え方～

- 現時点で大阪市子ども・子育て支援計画(第2期)の目標未達成の指標については、原則(仮称)大阪市子ども計画のはぐくみ指標として、新たな目標像に合わせて継承することとするが、関連計画で目標値を設定している指標については、当該計画との整合性を図る
- すでに目標を達成している指標については、目標像や関連計画との整合性を保ちつつ、はぐくみ指標としての妥当性を検討
- (仮称)大阪市子ども計画で新たに設置した基本方向及びめざすべき目標像には、新たなはぐくみ指標を設置
- 第1回教育・保育・子育て支援部会の議論等を受けて、重要課題として目標設定すべき事項については、新たなはぐくみ指標を設置

以下、下線部分は第2期計画にはなく、新計画で追加する新たな要素
マーカーは部会意見反映箇所

基本方向1 ～こどもの誕生から乳幼児期まで～

安心して子どもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心して子どもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、<u>安心して妊娠・出産することができる。</u> 	<p>妊婦健康診査の受診率 ※新たな基本方向であるため指標創設</p>	新設	<u>83.7%</u>	<u>84.5%</u>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。 	<p>「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向2の目標値を継承(就学前児童のみ)</p>	就学前児童 94%	84.8%	94%

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標

基本方向2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案*
<ul style="list-style-type: none"> ■ すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。 ■ こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。 	「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合 ※第2期計画の基本方向1の目標値を継承	小学生 80% 中学生 80%	84.1% 82.2%	77% 77%
	「将来の夢や目標をもっている」と答えるこどもの割合 ※第2期計画の基本方向1の目標値を継承	小学生 85% 中学生 85%	82.2% 63.1%	80.5% 70.0%
	「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答する子どもの割合 ※目標達成及び新たな指標創設により削除	小学生 74% 中学生 74%	82.3% 83.0%	削除
	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答する児童生徒の割合 ※第1回部会の意見を考慮して創設 (指標は教育振興基本計画の最重要目標を引用)	新設 (参考)教育振興基本計画 小学生 85% 中学生 82%	82.0% 81.6%	85% 82%

*新たな目標値は教育振興基本計画と同数値とする

基本方向3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者が経済的な不安なく、夢や希望を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自分らしく生きる。 	「あなたは自分がかけがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合 ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	57.5%	60.0%
<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。 	「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合 ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	58.5%	66.0%

各基本方向のめざすべき目標像とはぐくみ指標

基本方向4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
<ul style="list-style-type: none"> ■ 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。 ■ <u>さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。</u> ■ <u>こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。</u> 	「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向3の目標値を継承	就学前児童 20% 就学児童 20%	31.0% 26.9%	20% 20%
	社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合(里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア) ※第2期計画の基本方向3の目標値を継承	83.3%	63.8%	100% 社会的養育推進計画と同目標
	「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合 ※第2期計画の基本方向3の目標値を継承	就学前児童 70% 就学児童 70%	57.8% 61.2%	70% 70%

基本方向5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

めざすべき目標像	はぐくみ指標	目標値	現状値	新目標値案
<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。</u> ■ <u>家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。</u> 	子育てについて「楽しいと感じることの方が多く」と答える保護者の割合 ※第2期計画の基本方向2の目標値を継承	就学前児童 80% 就学児童 80%	80.8% 73.4%	90% 80%
	母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合 ※第2期計画の基本方向2の目標値を継承	46.1%	45.6%	ひとり親家庭等自立促進計画と同目標
	「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合 ※新たな基本方向であるため指標創設	新設	61.9%	65%

各基本方向の重点施策

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定します。そして、「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図ります。

➤ 基本方向やめざすべき目標像等を勘案し、次のとおり重点的に取り組む施策を設定

下線太字部分は第2期計画から追加した重点施策
 マーカーは部会意見反映箇所

基本方向	重点施策
基本方向1	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実 こどもの健康や安全を守る仕組みの充実 乳幼児期の教育・保育内容の充実 待機児童を含む利用保留児童の解消 <u>在宅等育児への支援</u> 安全・安心な保育の提供
基本方向2	<ul style="list-style-type: none"> 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実 道徳心・社会性の育成 学力の向上 健康や体力の保持増進 いじめへの対応 不登校等への対応
基本方向3	<ul style="list-style-type: none"> <u>自己の個性や適性を生かした進路開拓支援</u> <u>社会参加に困難を抱える若者への支援</u>
基本方向4	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり 里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進 こどもの貧困の解消に向けた取組の推進 障がいのあるこどもと家庭への支援 <u>ヤングケアラー支援の推進</u> <u>外国につながるこどもと家庭への支援</u> <u>こどもの権利擁護の取組</u>
基本方向5	<ul style="list-style-type: none"> <u>子育てにかかる経済的負担の軽減</u> ひとり親家庭への支援の充実 <u>仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実</u>

【参考】各基本方向の基本施策（事務局案）

以下、下線部分は第2期計画ではなく、新計画で追加する新たな要素
 マーカーは部会意見反映箇所

基本方向	基本施策
基本方向1	(1)安心して子どもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実 施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します 施策2 子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します (2)多様な教育・保育サービスの充実 施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します 施策2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します 施策3 保育の質を向上します
基本方向2	(1)子ども・若者が自立して生きる力の育成 施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します 施策2 社会で共に生きていく力を育成します 施策3 子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します 施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します 施策5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します (2)子ども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実 施策1 思春期の子ども・若者の健康を守る取組を充実します 施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します 施策3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
基本方向3	(1)若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実 施策1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します 施策2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します (2)結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します
基本方向4	(1)虐待の被害から子ども・若者を守る仕組みの充実 施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します 施策2 虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します (2)社会的養育を必要とする子ども・若者の養育環境の充実 施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します 施策2 家庭支援及び子ども・若者の自立支援の仕組みを充実します (3)子どもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実 施策1 子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します 施策2 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します 施策3 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します 施策4 外国につながる子どもと家庭への支援を充実します 施策5 ヤングケアラーへの支援を推進します 施策6 子ども・若者の自殺対策 施策7 子ども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります (4)子ども・若者の健やかな成長を支える取組の推進 施策1 地域における多様な担い手を育成します (5)子どもの権利を保障する取組の推進 施策1 すべての子ども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します
基本方向5	(1)身近な地域における子育て当事者への支援の充実 施策1 子育てで不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します (2)子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減 施策1 子育てにかかる経済的負担を軽減します (3)家庭の状況に応じた子育て支援の充実 施策1 ひとり親家庭への支援を充実します (4)子どもや子育て家庭が安全・安心して快適に暮らせるまちづくり 施策1 子どもや子育て家庭にとって安全・安心して快適な生活環境を整備します (5)仕事と生活の調査(ワークライフバランス)の推進 施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します